

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 飛島村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.6%
全職員	75.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	100.0%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	86.5%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	96.5%
6～10年	83.2%
1～5年	95.6%

【説明欄】

2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
 (2) 「36年以上」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
 「31～35年」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。
 「21～25年」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。
 「16～20年」欄について、一方の性別の該当者が少ないため記載なし。